Ⅵ　環境と共生する美しく住みよいまち

環境の浄化再生と公害の防止

環境保全対策事業

（担当：総務部　住民環境課　課長：金城吉信）
（担当：経済建設部　区画下水道課　課長：金城敬宝）

○環境保全対策事業　　**574万円**

町民の生活環境を守り、住み良い環境を維持するため様々な活動を行っています。

1. 環境学習、子どもエコクラブの支援　18万円

自然との触れ合いなどを通して、環境を考えた主体的な行動がとれる児童・生徒を育成するため、子どもエコクラブの活動を支援します。

▲野鳥観察会の様子

2. 環境保全の啓発・対策　276万円

定期的に町内を巡回し、地域の環境状況の把握や環境関係の苦情処理、ごみの収集状況や不法投棄などに対処しています。本年度は沖縄県の不法投棄・散乱ごみ監視等事業補助金を受け不法投棄監視等町内巡回警備を警備会社へ委託し、土日の早朝や夜間の監視パトロールを強化します。また、産廃対策支援事業の補助により監視カメラの購入、設置も併せて行い違法行為の未然防止に努めていきます。

主な経費としては警備委託料・監視カメラ購入費・環境保全啓発ポスター・立て看板等の作成です。

▲ごみの不法投棄と不法投棄禁止の警告板

3. 蚊・そ族昆虫等の駆除　5万円

ボーフラ、蚊、そ族昆虫等の衛生害虫を駆除し、生活環境の保全に努めています。
主な経費は蚊・そ族昆虫駆除薬剤の購入費です。

①蚊（ボウフラ）駆除

・駆除場所：苦情があった場所（個人所有地を除く）
・駆除回数：随時
・使用薬剤：スミチオン10FL

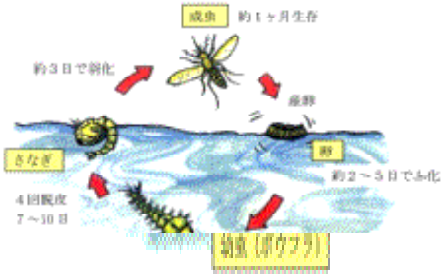

②ヤスデ対策

ヤスデは節足動物門、倍脚網の総称名で沖縄では、古くから「ヤンバラームシ」、「パンパラームシ」などと呼ばれています。ヤスデは土壌動物の一種で有機物を分解する有益な動物でありますが、多量に発生すると不快な害虫と呼ばれるため駆除対策をしています。

・駆除剤補助制度：町ではヤスデ駆除剤を半額（1200円を600円）で販売しています。販売先は「住民環境課　環境生活班窓口」になっております。

大量発生したヤスデ→

③ハチ対策

町内で苦情のあるハチの種類はミツバチ、アシナガバチの苦情がほとんどですが、まれにスズメバチの苦情もあります。ハチは基本的に危険なので所有地内外を問わず町で駆除を行っています。しかし、床下など町で駆除が困難な場合は、所有地管理者に駆除をお願いしています。

・ミツバチ駆除：ミツバチは蜜の採取や農業での有益性から、駆除をせず養蜂所へ連絡し回収してもらいます。

・アシナガバチ駆除：アシナガバチはこちらから刺激を与えない限り攻撃しませんが、危険なので町で薬剤（ハチノック等）駆除しています。

・スズメバチ駆除：スズメバチは攻撃的で刺されると、最悪死に至る場合があるので、防護服等を着用のうえ薬剤（ハチノック等）駆除しています。

↑字本部で見つかったスズメバチの巣

↑アシナガバチの巣

4. 狂犬病予防集合注射の実施など　53万円

生後91日以上の犬は、その犬の所在する市町村への登録と毎年1回の狂犬病の予防注射が法律で義務づけられています。狂犬病は犬をはじめ、人間を含めた多くの動物に感染し、発病するとほぼ100％死に至る恐ろしい病気です。そこで町では毎年5月頃町内14カ所で狂犬病予防集合注射を実施し接種率の向上に努めています。

また、これまで犬の登録申請等をする場合は、役場まで足を運んでいただいてましたが、登録

事務を動物病院へ委託することで、犬の登録申請等も動物病院でできるようになりました。

主な経費はハガキ印刷代、案内通知代、犬鑑札・注射済票等購入費、犬登録事務等委託料となっています。

←狂犬病予防集合注射のようす→

①野犬の捕獲

飼い犬以外の犬を野犬といい、野犬は人畜その他に危害を加える恐れがあるため町で捕獲しています。最近の傾向としては、飼い犬が捨てられ野犬化したと思われる犬が多く捕獲されたり、放し飼いされている犬が野犬と間違われて捕獲される例、飼い犬が子犬を生んで育てられず引取を余儀なくされることが多く見られ、飼い主の自覚と責任が求められています。

▲町内で保護された犬たち

▲飼い主の飼育放棄で引取られた子犬

②野良猫対策

猫は、登録の義務がなく、放し飼いされていることが多いので飼い猫と野良猫との区別がつがず、町で捕獲してません。しかし、屋敷内にふん尿をしたり、夜なき等で苦情があった場合は猫保護器の貸し出しを行っています。

▲保護器で保護された猫

▲保護された子猫

5. ハブ対策

南風原町内でもハブ咬傷事故は毎年のように発生しています。ハブ咬傷の80%以上は集落内や畑で発生しています。町内でも数多く生息すると思われますので、ハブの被害を減らすために町では捕獲器（中にねずみが入っている）の貸し出しや、対策方法の相談等を行っていますので、ハブを見かけた等ありましたら環境生活班へご相談ください。

▲ハブ捕獲器で捕獲されたハブ

▲刺し網にかかったハブ

最近5年間のハブ咬傷発生状況

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
沖縄県	68	108	102	91	95
南風原町	0	2	2	2	2

※沖縄県はハブ・ヒメハブ・サキシマハブ・タイワンハブの合計、南風原町はハブのみ。

6. 地球温暖化防止実行計画策定　84万円

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の2第1項の規定で、町の施設に対する温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定することになっており、町の実行計画を策定するための費用です。

7. その他環境保全に係る経費　8万円

環境保全の取り組みを推進するため、協議会や民間団体等へ負担金や補助金を交付しています。

主な経費は沖縄県アジェンダ21県民会議補助金、長堂川清流をとりもどす会補助金等です。

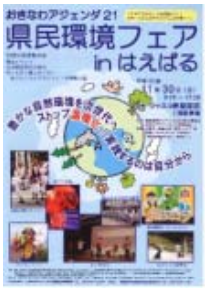

限りある自然をみんなで守ろう！

8. 浄化槽設置補助金　130万円

家庭などから排出される生活雑排水等が河川等を汚染する原因の一つとなっているため、生活雑排水等を適切に処理し、公共用水域の環境保全の向上を図るため、浄化槽の普及促進に努めています。

町では、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、くみ取り便所及び既設の単独処理浄化槽から浄化槽に転換をする方に対し、浄化槽の設置に係る費用の一部を補助しています。

※浄化槽の設置補助には、対象地域等に条件がありますので、詳しくは区画下水道課まで

区画下水道課　電話　889－2508

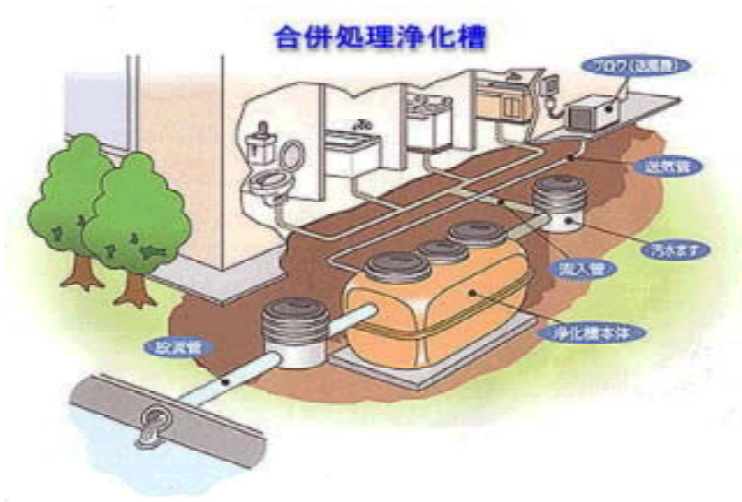

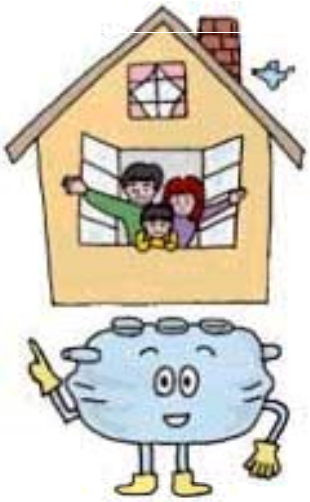

平成22年度事業計画

全体事業費　130万円

（5人槽1基、7人槽1基、10人槽1基）

財源内訳　国庫補助金　：　65万円

県補助金　：　32万円

町負担分　：　33万円

★用語解説★

・浄化槽には、し尿のみを処理し、生活雑排水（台所、風呂場等）は未処理のまま河川等に放流する単独処理浄化槽と、し尿及び生活雑排水等を合わせて処理する合併処理浄化槽がありました。

しかし、浄化槽法が改正されたため、平成13年度より単独処理浄化槽の設置が禁止となり、合併処理浄化槽の設置が義務づけられたため、浄化槽＝合併処理浄化槽となりました。

9. 沖縄県合併処理浄化槽普及促進市町村協議会補助金及び負担金　　2万円

公害対策事業

（担当：総務部 住民環境課 課長：金城吉信）

○公害対策事業 **136万円**

町では、公害パトロールを毎月実施し、公害発生の有無を確認しています。また、公害対策のため「公害対策審議会」や「河川環境対策協議会」を設置しています。公害の発生防止は、事業者に課せられた責務です。環境へ悪影響を及ぼすものは積極的に防止し、公害等のない住みよいまちづくりを目指しましょう。

1. 河川の水質調査　50万円

国場川水系の水質の実態を把握するため、国場川水系流域の市・町が合同で調査を行いこれらの調査結果をもとに国場川水系の環境保全対策の基礎資料を得ることを目的とします。

また、合わせて町内の河川の水質の現況と年度ごとの変動を把握することができ、河川の水質汚濁の防止につなげます。

・平成21年度調査ポイント（6ヶ所）

前田橋（字宮城）、大子橋（字兼城）、池原橋（字兼城）、武川良橋下流（字喜屋武）
新垣橋（字山川）、安里又川上流

▲水質調査の様子

▲宮平川で魚の大量死がありました

2. 自動車交通騒音の測定等　46万円

居住環境の保全に役立てるため、町内の要所3地点を選んで、道路の自動車交通騒音を測定し、実態を把握します。

・平成21年度測定ポイント（3箇所）

国道329号（字宮平666番地の1）
国道329号（字兼城603番地）
県道128号線（字津嘉山547番地）

測定の様子（字宮平）

測定の様子（字兼城）

3. 公害に関する各種協議会及び審議会等　18万円

公害に関する各種協議会及び審議会を設置し、各委員の意見を取り入れ公害を防止し町の生活環境の保全に努めます。

▲公害対策審議会の様子

▲大気汚染（野焼き）

4. 騒音測定器の購入　　22万円
騒音に関する苦情に対応するため騒音測定器を購入します。

指定ごみ袋還元基金事業

（担当：総務部 住民環境課 課長：金城 吉信）

○指定ごみ袋還元基金事業　　422万円

町民のみなさまが購入している町の指定ごみ袋の売上収入を基金として積立て、ごみの資源化や減量、環境保全活動の助成を行っています。

主な事業内容と主な経費

1. ごみの資源化・減量化の一環として、生ごみ等の自己処理を推奨し、堆肥化を促進するため生ごみ処理機等購入補助金を交付しています。補助に関しては事前に役場住民環境課へ申請が必要になります。

2. リサイクル情報の収集・提供、フリーマーケットや環境講座等の開催など、リサイクルの普及・啓発活動、環境教育の拠点として、はえばるエコセンターを運営（委託）しています。

3. 資源の有効利用とリサイクルの推進を図るため、資源ごみ集団回収団体に報償金を交付しています。報奨金の交付を受けようとする団体は、役場住民環境課で資源ごみ集団回収事業実施団体の登録が必要になります。

4. 学校や各字、自治会での花いっぱい運動を推進する「町民憲章推進協議会」に補助金を交付し活動を助成しています。

生ごみ処理機等購入補助金　　120万円
エコセンター運営費　　144万円
資源ごみ集団回収等事業報償金　　128万円
町民憲章推進協議会（環境アップ事業）補助金　30万円

役場駐車場で行われているフリーマーケット→

ごみ減量促進事業

（担当：総務部 住民環境課 課長：金城 吉信）

○ごみ減量促進事業 **2，320万円**

本町の第4次総合計画においては、ごみの減量化を実現するための行動理念である5R活動（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）の実践を推進し、循環型社会をめざすことをまちづくり目標を達成するための柱としています。また、「ごみの発生抑制」をごみ処理行政の中心課題として位置づけ、平成15年5月に策定された「南風原町ごみ減量化実施計画書」が計画どおりに実施できなかったことを反省し、引き続き同計画を推進してごみ減量を図り、町民・事業者・行政との連携による循環型社会を構築していく取組を強化していきます。

1．廃棄物減量等推進審議会　　10万円

一般廃棄物の減量及び処理に関する事項について、町長の諮問に応じ調査・審議するため審議会を設置しています。

▲審議会の様子

▲町長への答申

2．循環型社会形成推進費、その他ごみ減量推進費等　　378万円

循環型社会形成推進員を配置し、子供たちの環境教育、各家庭での生ごみ処理を推進するための取組や事業所のごみ減量等を強化し、循環型社会の形成を推進し、町内で発生するごみの減量化を促進します。また、増加傾向にある町内事業系ごみの減量に向けた取組みとして今年度は沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例補助金事業を活用し、町内事業所のごみ処理の実態調査を2名の臨時職員を配置して実施します。

3．沖縄県雇用再生特別事業（はえばる版リサイクルループ）　　1,932万円

南風原町では、沖縄県雇用再生特別事業を活用し下記のような「はえばる版リサイクルループ」の構築を目指し取り組んでいます。平成20年6月にモデル世帯から始めた生ごみの分別収集・飼料堆肥化事業を拡充し、町内で排出される食品廃棄物を資源として再利用し、はえばるにあったリサイクルの環ができるようにしていきます。NPO法人のぞみの里、事業所、町民、南風原町が協力し少しずつ”環”をつなげていき循環型社会を構築する事業、これからも町民のみなさまのご協力よろしくお願いします。

廃食用油燃料を給食配送車へ↑

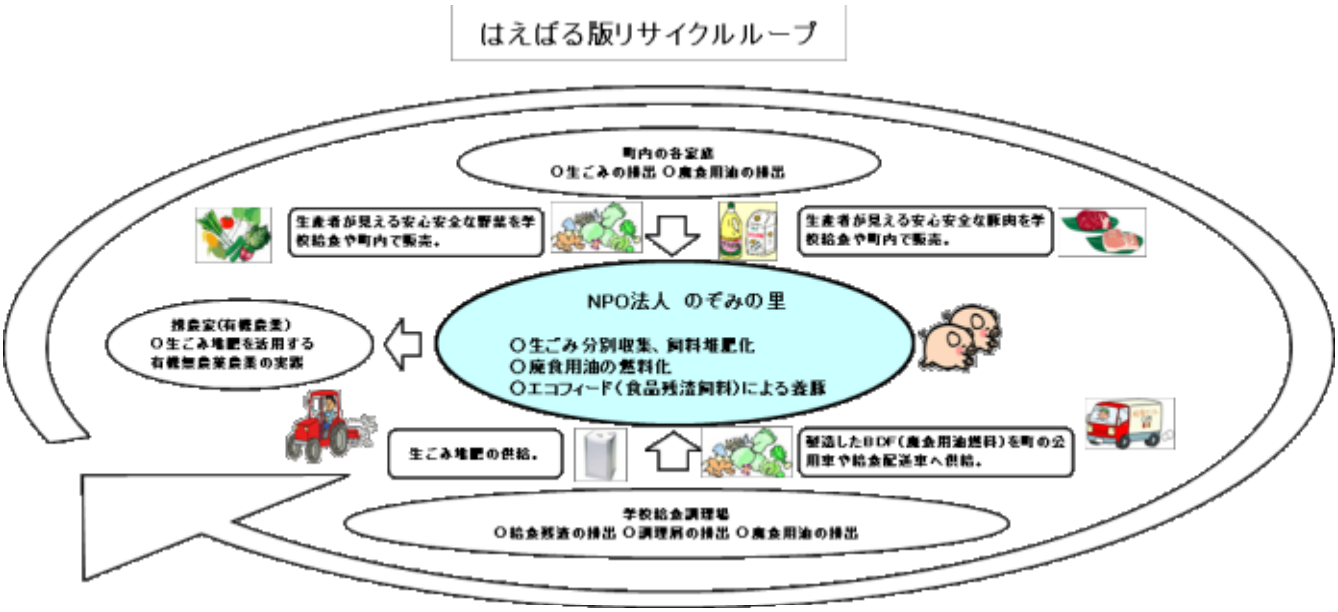

し尿処理事業

（担当：総務部 住民環境課 課長：金城吉信）

○し尿処理事業 **2，812万円**

一般家庭のし尿・浄化槽汚泥は許可業者が収集運搬し、町が島尻消防清掃組合に処理を委託していますので、島尻消防清掃組合へ処理委託料を支払いしています。町では、平成18年度に実施しました「し尿・浄化槽汚泥処理施設整備の調査」を基に、引き続き南風原町のし尿・浄化槽汚泥の処理について、南部市町との広域化も含め処理施設建設と手法を検討していきます。

し尿・浄化槽汚泥処理委託料　　2，812万円

※ し尿収集浄化槽清掃のお申し込み先（収集許可業者）
1号車　南風原衛生　TEL：889－4573
2号車　津嘉山衛生　TEL：889－4692
収集運搬の料金は主に許可業者の経費となりますが、隣町村の料金を参考に標準的な料金表を許可業者に提示してありますので、ご確認のうえお申し込みください。

←1号車

2号車→

ごみ処理対策事業

（担当：総務部 住民環境課 課長：金城吉信）

○ごみ処理対策事業 **2億6，077万円**

1．ごみの収集運搬やごみの処理

町内から収集される「もやすごみ」「もやさないごみ」「有害・危険ごみ」「粗大ごみ」は、本町と那覇市で設立した　那覇市・南風原町環境施設組合の那覇・南風原クリーンセンターで破砕・焼却処分されます。町全域の家庭ごみの収集運搬は、町が委託した収集業者が各家庭の門口から収集運搬しています。町は、その委託料を収集業者に支払います。ごみの出し方について詳しくは「家庭ごみの正しい分け方・出し方」のポスターをご覧になるか生活環境班へ問い合わせ下さい。

また、ごみ処理に掛かる経費で、那覇市・南風原町環境施設組合の運営費や那覇・南風原クリーンセンターの管理運営費及び最終処分場（那覇エコアイランド）建設費をごみの搬入量実績による負担割合で、那覇市・南風原町環境施設組合に負担金として支払い、平成19年7月に本町東新川地区に建設された「環境の杜ふれあい」の管理運営費については一定の負担割合で那覇市と負担しています。この施設で使用される電力はすべて「那覇・南風原クリーンセンター」の余熱利用によって発電された余剰電力、太陽光発電、小型風力発電でまかなわれています。

家庭ごみ収集運搬委託料	3，744万円
那覇市・南風原町環境施設組合管理運営負担金	2，370万円
那覇・南風原クリーンセンター管理運営負担金	5，454万円
ごみ処理施設建設負担金	7，465万円
還元施設管理運営負担金	731万円
最終処分場（那覇エコアイランド）建設負担金	1，518万円
その他（町指定ごみ袋製造費、町内清掃ごみ処理費等）	1，693万円

▲那覇・南風原クリーンセンター

▲還元施設「環境の杜ふれあい」

2. 資源ごみ・粗大ごみの処理

資源ごみ（アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、リターナブルびん、ダンボール、新聞・チラシ、紙パック、雑がみ・本類、布・古着類、草木、廃食用油）を分別収集し、リサイクル業者に処理を委託しています。また、廃食用油（使用済みの天ぷら油）についてはNPO法人のぞみの里でバイオディーゼル燃料に再生し、給食配送車やごみ収集車の計8台の車が給油し町内を走行しています。家庭から出た廃食用油が燃料となって活用され資源の循環がなされています。

町では今後も循環型社会の形成を目指し取り組んでいきます。

▲資源ごみの分別作業（南風学園）

資源ごみ・粗大ごみ収集運搬分別委託料	2，495万円
ガラスびん再商品化委託料	19万円
事業所から出るびんの処理	9万円
草木処理委託料	**536万円**
粗大ごみ処理券販売委託料	9万円
その他の経費	34万円

町内から収集される粗大ごみは、那覇・南風原クリーンセンターで破砕して焼却処分されます。粗大ごみの処理は予約制になっていますので、役場住民環境課に電話で申し込み、粗大ごみ処理券を貼って指定の日に出してください。

資源･粗大ごみ収集運搬車 ▲

←各家庭から出されたごみを収集し、ごみ処理施設へ運ぶ収集運搬車